



工事検査に係る通知について（通知）（その7）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成15年10月8日



行 第 331 号
平成15年10月1日

総務課長	}	様
管財課長		
住宅環境課長		
農政課長		
耕地課長		
森林保全課長		
管理課長		
各総合事務所長		
各地方農林振興局長		
各地方県土整備局長		

行政監察監
(公印省略)

工事検査におけるクロス検査の徹底について（通知）

検査の独立性、公正性及び事業執行の透明性を確保する観点から、工事検査は、工事を監督する課以外の課に所属する検査員が実施する検査（以下「クロス検査」という。）により行うものとし、平成15年10月15日以降の検査から下記の通り取り扱うこととしますので、兼務検査員及び監督員へ周知徹底をお願いします。

なお、平成15年8月26日付行第233号行政監察監通知は、同年10月14日限り廃止します。

記

1 一般土木工事の工事検査について

(1) クロス検査に当たっては、原則として、各総合事務所農林局若しくは県土整備局、各地方農林振興局又は各地方県土整備局（以下「局」という。）内で処理することとする。

ただし、これにより難しい場合には、各地区の局間で調整を行い、局を越えてクロス検査をすることができる。（例：中部総合事務所県土整備局が監督する工事を中部総合事務所農林局所属の兼務検査員が検査する。）

(2) 年度末に集中する工事検査業務のために兼務検査員となる本庁勤務の農林水産部及び県土整備部の係長級の職員は、自ら担当している事業に関わる工事以外の工事を検査するものとする。（例：道路課国道係長は地方機関の国道班が監督する工事以外の工事を検査する。）なお、本庁勤務の課長補佐級の職員及び課長級の職員について

は、このような制限はしないものとする。

2 建築工事又は設備工事の工事検査について

- (1) 専任検査員は、主として請負対象設計金額が500万円以上の工事と総務部（管財課に限る。）、各総合事務所農林局及び各地方農林振興局並びに各総合事務所県土整備局及び各地方県土整備局以外の部局が監督する請負対象設計金額が500万円未満の工事を検査するものとする。
- (2) 兼務検査員は、(1)に掲げる工事以外の請負対象設計金額が500万円未満の工事で、かつ、所属課が監督した工事以外の工事を検査するものとする。
一般的には、管財課と鳥取地方県土整備局建築住宅課の間及び中部総合事務所建築住宅課と西部総合事務所建築住宅課の間でクロス検査を行うものとする。
- (3) クロス検査の徹底を図るため、検査員間の連絡調整を密にし、(2)に掲げる工事以外の工事の検査についてもお互いに協力するものとする。



行 第 332 号
平成15年10月1日

総	務	課	長	}	様					
管	財	課	長							
農	政	課	長							
管	理	課	長							
各	総	合	事			務	所	長		
各	地	方	農			林	振	興	局	長
各	地	方	県			土	整	備	局	長

行政監察監
(公印省略)

工事検査室が検査を行う対象工事について (通知)

このことについては、鳥取県建設工事検査規程（昭和46年内訓第2号）及び鳥取県建設工事検査規程等の運用について（平成14年4月24日付行第6号鳥取県総務部行政監察監通知）で通知しているところですが、請負代金の額が100万円未満の工事については、請負契約書を作成したもののみ検査対象としています。

については、この取扱いを徹底するため、当該工事の執行報告書の提出時に、請負契約書の写しを添付して提出することとしてください。